

TOPIC

賃金について（五原則）

■私たちの生活の重要な糧となっている給与、賃金（ここでは「賃金」とします。）は、労働基準法でもかなり厳格に決まっています。

■賃金支払五原則といい、次の通りです。

- ①通貨払い
- ②直接払い
- ③全額払い
- ④毎月1回以上
- ⑤一定期日払い

①通貨払い

■賃金は、原則「**通貨**」で支払わなければならないことになっています。

通貨とは、日本銀行発行の紙幣・硬貨をいいます。俗な言い方をすれば、お札と小銭、です。

■ただし、原則には例外があります。

1. **労働協約**（会社と労働組合との決まりなどを書面にして記名押印したもの）に定めがある
→協約適用者のみ現物でも可

2. **各従業員の同意**を得る

→各者の預貯金口座等へ振込可

■現在は、振込が主となっているように思われますが、従業員の同意があるか、注意しましょう。

同意は書面である必要はありませんが、後々のことも考えると書面で残しておいたほうがよいでしょう。

②直接払い

■賃金は、**直接その従業員に**支払わないといけません。

■親権者、代理人に支払うことはできません。ただし、妻や子（法律上、**使者**といいます。）**に対して**は支払うことができます。

■また、派遣労働者に、派遣先の会社が派遣元の会社からの賃金を手渡すだけなら、違反ではありません。

■最近増えてきたケースで、民事執行法の規定により

賃金が差し押さえられた場合は、会社は差し押さえられた賃金を差し押さえた債権者に直接払うことは、違反ではないことになっています。

③全額払い

■賃金は、**その全額**を支払わなければなりません。

■ただし、例外があります。

1. **法令**に定めがある
2. **労使協定**がある

■法令に定めがある場合とは、所得税法、健康保険法、厚生年金保険法等で規定がある場合です。
法定控除といわれる部分です。

■労使協定とは、従業員の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者と、会社との書面による協定で、その協定に控除するものを定めてある場合です。

たとえば、旅行積立や社員会費、団体生命の生命保険料などです。

■**ノーワークノーペイ**といって、働かない時間（遅刻、早退、欠勤など）の賃金を差し引くことは、認められています。

また、就業規則の中で制裁として減給する場合も違法ではありません。（ただし、制限はあります。）

■端数処理も良い場合、悪い場合があります。

例えば、1時間当たり割増賃金単価で、50 銭未満切捨て 50 銭以上切上は良いですが、円未満すべて切捨ては違反です。

また、1ヶ月の賃金支払額の 50 円未満切捨て 50 円未満切上も適法です。

1ヶ月賃金支払額で出た 1,000 円未満の端数を、翌月に繰り越して支払うことも違反ではありません。

■よくある、計算誤りを翌月の賃金で清算することも、違反ではありません。

■賞与も賃金ですが、賞与計算期間はすべて在職なのに支給日に退職してしまっている場合、支給日在籍要件により賞与不支給、というケースをよく見ます。これは就業規則にその旨定めておけばよく、違法ではありません。

④毎月1回以上

⑤一定期日払い

■賃金は、毎月1回以上、一定期日に支払わなければなりません。

■年契約で年俸性を取っていたとしても、毎月1回以上は支払わないといけません。
ただし、この場合、毎月一定額を支払うという必要はありません。

■毎月1回以上なので、毎月2回でも良いです。

■一定期日というのは、その日が特定されればよく、例えば「25日」と決めてもよいし、「月末日」という決め方でも良いです。
ただし、「毎月第4金曜日」というような、月により7日も変動するような決め方は違法となります。

■所定の賃金支払日が休日の場合は、休日の前日に繰り上げて、休日の次の日に繰り下げてもどちらでも良いことになっています。
どちらでも良いですが、まちまちだと、支払日が何日もずれたりするので統一するべきでしょう。

大事なお知らせ

1. 労働保険料について

先月号でもお知らせしたように、労働保険料第3期の引落が1月26日(月)となっております。1月19日(月)ころ通知が届くと思いますので、金額をご確認ください。

また、引落でないお客様については、改めて連絡の上集金・振込の依頼を致します。

今年度最後ですので、何卒よろしくお願い致します。

2. 健康保険・介護保険料率について

賞与の時季になりました。次の料率で保険料を引いてください。健康保険料率は長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのホームページをご覧ください。

(健康保険	4.925 %)
+ (介護保険	0.86 %)
健康保険	5.785 %
厚生年金	8.737 %

雇用保険 0.5 % (建設0.6 %)

控除については、千円未満を切り捨てた賞与総額に上記の率を掛けてください。

上限は、健康保険が年度(4/1～翌年3/31)の累計額540万円、厚生年金は1回(同月2回以上支給の場合合算で)150万円です。

ですから、それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。

また、介護保険は40～64歳までです。

(あとがき)

あけましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

みなさんはお正月は如何過ごされたでしょうか。お雑煮や美味しいものを食べすぎて正月太りはしませんでしたでしょうか。(正月太りの平均は2.2kgだそうです。)

私は、大晦日の夕方から具合が悪くなり、元旦は数年ぶりに熱が出て何も食べずに寝て、結局3日までほぼ寝込んでしまいました。おかげで太りはしませんでした。力が入りません。

まだまだ寒く、風邪も流行っているようです。健康には十分気を付けましょう。

さて、今年は未年です。未は、家族の安泰と平和の象徴であり、その年には豊作への願いが込められているそうです。

豊かで平和な年になればいいですね。(キムラ)

たった1クリックするだけで、救われる命や自然環境があります。

自分たちのできる範囲で協力しませんか。

<http://dff.jp/>

携帯版はこちら → <http://www.dff.jp/m/>

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@misawakaiei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

しゃろうし みやさかの
ひとりごと

〜ベトナム〜

2015年がはじまりました。今年も
よくお休み致します。

12月にベトナムに 行って来ました。

「はじめてのベトナム越境断」というコースでした。
成田から6時間ほどで ホーチミン(旧サイゴン)へ
着きました。

そこは暑くて 30℃近くありました。1年に3回
米がとれると ガイドが言いました。

着いてすぐに サイゴンの町の見物です。

大きな教会、郵便局、市場などみてベトナム
コーヒーを飲む。(これはおいしい)

夕方 水上人形劇を見る。

1トンは120円 = 10,000トン 買物のたびに:

頭: こながらかる。

円でも 買物できるの 5000円を 6本コーヒー
を買ったが その後 もっと安いコーヒー いっぱいあり
失敗した。

ベトナム戦争のときの枯草剤のせいで 牛の乳が
ない 女の子が 売っている店で 買物をした。

町はバイクの洪水で 道路を渡るのには大変だ。
渡るときは ゆっくり 渡してください。もし事故があれば
ガイドが一番先に 死んで 逃げますから みんな不承
は タイツのブです。

バイクは大人3人か 大人2人+子2人まで

OK. 1台のバイク:  と乗って

走っている。 びっくり

学校は2部制で 1部の子は

朝 6:40 ~ 11:30

2部の子は

12:00 ~ 16:00 などのこと。

ベトナムのお母さんは 朝ごはんは 外から
屋台で たべさせて 学校へいくとのこと。

あちこちに 屋台があり たべながら 売っている。

私たちは レストラン予約して あちこち 屋台では

たべはいて くださいと言われたが いっぱいある
果物は たべてみたかった。

市場は にんにくや青辛料の匂いで すじい。

売っているお姉さんもおばさん 5トル 10トル とか
言て 説明が 冷やかして 買わない。

若い人 20代 30代の人 がいっぱい 働いて
いるので これから もっとすこく 成長すると
ガイド。

畑や厚いには 水牛や牛が 草を たべて
いる。

誰かが 飼っているのか 自然 いるのか わからない。

ランゲタン



カンボセウ



グアバ



パッジョフルーツ



ライム



ジャックフルーツ

見ると 肉の 大粒は 是非 いてみてください。